

お客様各位

令和 5 年 3 月
気仙沼信用金庫

カードローン等契約規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

気仙沼信用金庫では、カードローン等の契約において、「相続の開始を理由に、期限の利益を失ったとして相続人に対して被相続人の債務の全額を直ちに一括で求めない」こととし、係る規定について当該条項を削除し改定いたします。

なお、改定後の各種規定は、既にお取引いただいているお客様に対しても適用されますので予めご了承ください。

記

1. 改定を行う契約規定等

- (1) カードローン（しんきん保証基金）
- (2) 新教育カードローン（しんきん保証基金）
- (3) きゃっする（信金ギャランティ㈱）
- (4) カードローン A（オリエントコーポレーション）
- (5) 学資応援団（オリエントコーポレーション）
- (6) カードローンのご利用について

以上